

定款の改正について

令和5年6月28日開催予定の一般社団法人島根県情報産業協会（以下「協会」とする）総会において、協会定款を次のとおり提案することとする。

協会定款において、第23条（会長・副会長の選任と法的性格）及び第25条第2項（会務の総理）、同条第3項（会長補補佐）、第4項（会長及び副会長補佐）を除き、次の各条文中の会長又は副会長の語句を、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律で定める代表理事の語句に改める。

第8条（退会）、

第15条第1項（総会の招集）及び同条第3項（総会開催請求）、

第25条第5項（職務執行の報告）、

第31条（名誉会長、顧問及び相談役）、

第33条（理事会権限）、

第34条（理事会の招集）、

第35条（理事会議長）、

第38条（理事会議事録）、

第42条（事業報告）、

第48条（事務局職員の任免等）

第49条（実施細則）

（改正理由）

会長に特定されていた運営権限等を法律に定める代表理事とすることにより、複数代表理事制を採用している協会において、会長に事故等がある場合の事務手続きの簡素化に資する。